（別紙1）

規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
政策の名称	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局水環境課長　森北佳昭 電話番号:03-3581-3351
評価実施時期	平成22年2月23日

規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目　的		事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。
内　容		事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出として、水質汚濁防止法第2条第2項第2号に定める生活環境項目に係る水の排出を追加するとともに、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものを製造等する施設を設置する工場等の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における措置を義務付けるものとする。
	関連条項	水質汚濁防止法第14条の2
必要性		水質汚濁事故は、近年増加傾向にあり、事故の内容も多様化し、原因となる化学物質等は多岐にわたっている。一方、現在の事故時の措置の対象は、特定事業場からの有害物質又は油の流出事故及び貯油事業場等からの油の流出事故のみであり、現実に発生している水質汚濁事故と比して、対象が限定的である。このため、事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出等を追加する必要がある。
費　用		
	遵守費用	排水口の閉鎖や施設の使用停止等の応急措置のための費用
	行政費用	新たな負担は発生しない
	その他の費用	新たな負担は発生しない
便　益		有害物質及び油以外の物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

想定される代替案			
代替案①	今回新たに追加する物質等に関する事故時の措置について、行政指導等を行う。		
	費　用		
		遵守費用	排水口の閉鎖や施設の使用停止等の応急措置のための費用
		行政費用	新たな負担は発生しない
		その他の費用	新たな負担は発生しない
	便　益		代替案のみでは、事業者が事故時の措置を講ずることを担保することはできない。

政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）
費用：通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに追加された物質等について事故が起こった際には、事業者に対して応急措置のための費用負担が発生する。事故の際の都道府県への届出については、現行法の運用においても、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出及び都道府県による届出受理の事務に係る負担はごくわずかであると考えられる。 便益：代替案に比べ、有害物質及び油以外の物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

有識者の見解その他の関連事項
「水質汚濁防止法」においては、特定事業場又は貯油事業場等の設置者に対し、事故の発生により、有害物質（排水規制の対象となっている人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質）又は油を含む水が当該事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況等を地方自治体に届け出ることを義務づけている。 しかし、近年、河川・水路等で発見される水質事故（水質異常等）の件数が増加しており、現行制度において事故時の措置の対象となっていない物質や施設でも、人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある物質について、それらの物質を使用する施設等に係る事故が発生している。水質事故に対する迅速な対応を推進するとともに適正に事故原因を究明し再発防止を図るため、事業場における事故について「水質汚濁防止法」の事故時の措置の対象物質・施設を拡大することが必要である。（「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」（平成22年1月 中央環境審議会答申）） レビューを行う時期又は条件 附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。 備　　考

（別紙２）

規制に係る事前評価書（要旨）

【大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案】

規制の内容	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加	
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課　電話番号03-3581-3351	
評価実施時期	平成22年2月23日	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的】事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。 【内容】事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出として、水質汚濁防止法第２条第２項第２号に定める生活環境項目に係る水の排出を追加するとともに、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものを製造等する施設を設置する工場等の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における措置を義務付けるものとする。 【必要性】水質汚濁事故が近年増加傾向にあり、事故の内容も多様化し、原因となる化学物質等が多岐にわたっているため。	
	関連条項　水質汚濁防止法第14条の２	
想定される代替案	今回新たに追加する物質等に関する事故時の措置について、行政指導等を行う。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	応急措置のための費用	応急措置のための費用
（行政費用）	新たな負担は発生しない	新たな負担は発生しない
（その他の社会的費用）	新たな負担は発生しない	新たな負担は発生しない
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	有害物質及び油以外の物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	代替案のみでは、事業者が事故時の措置を講ずることを担保することはできない。
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	費用：通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに追加された物質等について事故が起こった際には、事業者に対して応急措置のための費用負担が発生する。事故の際の都道府県への届出については、現行法の運用においても、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出及び都道府県による届出受理の事務に係る負担はごくわずかであると考えられる。 便益：代替案に比べ、有害物質及び油以外の物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	
有識者の見解その他の関連事項	「水質汚濁防止法」においては、特定事業場又は貯油事業場等の設置者に対し、事故の発生により、有害物質（排水規制の対象となっている人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質）又は油を含む水が当該事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況等を地方自治体に届け出ることを義務づけている。 しかし、近年、河川・水路等で発見される水質事故（水質異常等）の件数が増加しており、現行制度において事故時の措置の対象となっていない物質や施設でも、人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある物質について、それらの物質を使用する施設等に係る事故が発生している。水質事故に対する迅速な対応を推進するとともに適正に事故原因を究明し再発防止を図るため、事業場における事故について「水質汚濁防止法」の事故時の措置の対象物質・施設を拡大することが必要である。（「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」（平成22年1月中央環境審議会答申））	
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。	
備　　考		